

# ポケットカード加盟店規約 (通信販売(電子商取引)用)

## 第1条(目的)

本規約は、加盟店(第2条に定めるものをいいます。)が、インターネット等のネットワークを通じて信用販売を行う場合の、ポケットカード株式会社(以下「当社」といいます。)および加盟店との契約(以下「本契約」といいます。)について定めることを目的とします。

## 第2条(定義)

1.「加盟店」とは、本規約を承認のうえ、当社に加盟を申し込み、当社が加盟を承認した個人、法人または団体をいいます。

2.「カード」とは、以下に記載したクレジットカードの内、当社が指定するクレジットカード(番号、記号、その他の符号を含みます。)をいいます。

(1)当社が発行するクレジットカード

(2)当社が加盟または提携する組織に加盟している日本国内および日本国外の法人が発行するクレジットカード

(3)当社と提携関係にある日本国内および日本国外の法人が発行するクレジットカード

3.「会員」とは、カードの交付等に係る契約に基づきカードの交付等を受けた者または当社が提供する後払いサービスの利用者のうち、同サービスに基づき未だカードの交付等を受けていない者をいいます。

4.「信用販売」とは、当社所定の手続に基づき、加盟店が会員に対して商品、権利の販売またはサービス、役務の提供(以下、商品、権利、サービスおよび役務を総称して「商品等」といいます。)を行う場合に、加盟店が会員から当該商品等代金を直接受領することなく、会員に対して商品等を販売、提供することをいいます。

5.「通信販売」とは、会員がカードの提示および署名によらず会員番号・有効期限・会員氏名等必要事項を加盟店所定の方法により伝達して商品等の購入の申込みを行い、加盟店が商品の代金または対価等を会員から直接受領することなく、会員に商品の引渡しまたは提供等を行う販売方法(加盟店がその店舗または諸施設において、カードの提示を受けることなく、当社所定の方法でインターネット等のネットワークを通じて信用販売を行う場合を含みます。)をいいます。

6.「電子商取引」とは、前項に定める通信販売のうち、会員がカードの提示および署名によらず会員番号・有効期限・会員氏名等必要な事項をインターネット等、ネットワークを通じて加盟店に伝達することにより行う販売方法をいいます。

7.「手数料」とは、立替払契約に基づく対価として、当社が加盟店から受領する金員をいいます。

8.「立替払金」とは、会員に対する個々の売上債権ごとに、立替払契約に基づき、当社が加盟店に対して立替払いする信用販売の対価に相当する金員をいいます。

9.「立替払契約」とは、会員に対する個々の売上債権ごとに当社と加盟店との間で成立する、当社が加盟店に対して立替払いする旨の契約をいいます。

10.「カード番号等」とは、割賦販売法第35条の第16項に定める「クレジットカード番号等」(クレジットカード番号、クレジットカードの有効期限、暗証番号、セキュリティコードまたは後払いサービスで使用するID並びにパスワード)をいいます。

11.「国際ブランド」とは、以下のいずれかに該当する者をいいます。

(1)Mastercard機能を有するカードの場合は、Mastercard Incorporatedまたはそのグループ企業

(2)VISA機能を有するカードの場合は、VISA Incorporatedまたはそのグループ企業

(3)JCB機能を有するカードの場合は、株式会社ジェーシービーまたはそのグループ企業

12.「実行計画」とは、クレジット取引セキュリティ対策協議会が策定した「クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画」(名称が変更された場合であっても、カード情報等の保護、クレジットカード偽造防止対策またはクレジットカード不正利用防止のために、加盟店等が準拠することが求められる事項を取りまとめた基準として当該実行計画に相当するものを含みます。)であって、その時々における最新のものをいいます。

13.「後払いサービス」とは、加盟店が加盟店の顧客に対して行う商品、権利の販売またはサービス、役務の提供の代金決済方法として、当社がクレジットカードを発行することなく加盟店と加盟店の顧客に対して提供する、当社との包括信用購入あつせん契約に基づく商品等代金後払いサービスのことをいいます。

## 第3条(加盟店)

1.加盟店は、前条に定める通信販売を行うにあたり、当社が必要と認めた事項をあらかじめ当社に所定の書面をもって届出、当社の承認を得るものとします。当社はこれを承認した場合、通信販売専用の加盟店番号を付与します。なお、加盟店番号の追加・取消に関しても同様とします。また、当社が当社のシステムにおいて本契約に基づく加盟店による信用販売の開始を認めた日を契約日とします。

2.加盟店は、カード取扱店舗に対して、本規約を周知徹底させ、遵守させるものとします。

3.加盟店は、取扱商品、通信販売の運用方法・申込受付方法に変更が生じた場合はあらかじめ当社に申し出、当社が必要と認めた場合は別途契約による加盟店申込手続きを行ふものとします。

4.加盟店は、信用販売の実施に必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、カード番号を取り扱ってはならないものとします。

5.加盟店は、通信販売の申込受付票その他の売上に関する資料等を加盟店の責任において7年間保管するものとし、当社から当該資料等の請求があった場合、すみやかにそれらを提出するものとします。なお、当該資料等は他には譲渡できないものとします。

6.加盟店は、当社、またはそれらの委託先が、会員のカード利用促進のために加盟店の個別の了承なしに印刷物、電子媒体等に加盟店の商号、屋号その他営業用に用いる名称(以下「加盟店の名称」といいます。)および所在地等を掲載または表示することをあらかじめ異議なく認めるものとします。

7.加盟店は、当社の事前の書面による承諾を得ることなく、本契約の地位を第三者に譲渡し、または会社分割、合併等の方法で第三者に承継させることはできないものとします。

## 第4条(届出事項の変更)

1.加盟店は、以下の各号の事項につき変更が生じたときには、その旨および変更後の当該各号に掲げる事項を当社所定の方法により遅滞なく当社に届出るものとします。加盟店が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第39条第2項に定める者であって、新たに法人番号の指定を受けた場合における当該指定を受けた法人番号も同様とします。

(1)加盟店の氏名または名称、住所(本社所在地および連絡先)、電話番号、カード取扱店舗および指定預金口座その他当社に届出をした事項

(2)加盟店が法人(人格のない社団または財団で代表者または管理人の定めがあるものを含みます。)である場合には、当該法人の代表者またはこれに準ずる者の氏名および生年月日

(3)加盟店の取扱商材および販売方法または役務の種類および提供方法

(4)前各号に掲げるもののほか当社が加盟店に対しあらかじめ通知する事項

2.加盟店は第30条(カード番号等の適切な管理)第3項または第12条(事前承認および不正防止の義務)第4項の具体的方法または態様を変更しようとする場合には、あらかじめ当社と協議するものとします。

3.当社は、加盟店に対し、別に指定する事項につき定期的に報告を求めることがで、加盟店はこれに応じるものとします。

4.第1項の届出がないために当社からの通知、または送付書類その他のものが延長した場合には、通常到着すべきときに加盟店に到着したものとみなされても異議ないものとします。また、届出がないために加盟店が被った不利益について、当社は一切責任を負わないものとします。

5.加盟店は、第1項の届出がなされていない場合であっても、当社が、適法かつ適正な方法により取得した加盟店情報に基づき、届出事項に変更があると合理的に判断したときは、当社が加盟店から第1項の変更届出があったものとして取り扱うことがあることを承諾するものとします。

## 第5条(委託)

1.加盟店は、当社の事前の承諾を得ることなく、本規約に基づく通信販売に関する業務の全部または一部を第三者に委託できないものとします。

2.加盟店は、前項の承諾を得てカード番号等の取扱いを第三者に委託する場合に、以下の基準に従わなければならぬものとします。

(1)カード番号等の取扱いの委託先となる第三者(以下「受託者」といいます。)が次号に定める義務に従事する第三者を的確に取り扱うことができる能力を有するものであることを確認すること

(2)受託者に対して、第30条(カード番号等の適切な管理)第1項および第2項の義務と同等の義務を負担させること

(3)受託者が第30条(カード番号等の適切な管理)第3項で定めた具体的な方法および態様によるカード番号等の適切な管理措置を講じなければならない旨、および当該方法または態様について、第30条(カード番号等の適切な管理)第4項に準じて加盟店から受託者に対して変更を求めることができ、受託者はこれに応じる義務を負う旨を委託契約中に定めること

(4)受託者におけるカード番号等の取扱いの状況について定期的にまたは必要に応じて確認すると共に、必要に応じてその改善をさせる等、受託者に対する必要かつ適切な指導および監督を行うこと

(5)受託者があらかじめ加盟店の承諾を得ることなく、第三者に対してカード番号等の取扱いを委託してはならないことを委託契約中に定めること

(6)受託者が加盟店から取扱いを委託されたカード番号等につき、漏えい、滅失もしろは毀損またはそのおそれが生じた場合、第31条(事故時の対応)各項に準じて、受託者は直ちに加盟店に対してその旨を報告すると共に、事実関係や発生原因等に関する調査並びに二次被害および再発を防止するための計画の策定等の必要な対応を行い、その結果を加盟店に報告しなければならない旨を委託契約中に定めること

(7)加盟店が受託者に対し、カード番号等の取扱いに關し第34条(カードに関する情報等の守秘義務)第6項から第9項までの規定に定める調査権限と同等の権限を有する旨を委託契約中に定めること

(8)受託者がカード番号等の取扱いに関する義務違反をした場合には、加盟店は、必要に応じて当該受託者との委託契約を解除できる旨を委託契約中に定めること

3.加盟店が前項に定める基準を遵守できない場合には、当社は加盟店に対し直ちにカード番号等の取扱いの委託を取り止めまたは受託者を変更することを求めることがで、加盟店はこれに応じるものとします。

## 第6条(通信販売に係る広告)

1.加盟店は、加盟店の負担と責任において通信販売に関する広告(オンラインによる広告を含みます。)の企画・制作を行うものとします。

2.加盟店は、広告にあたり以下の事項を遵守するものとします。

(1)特定商取引に関する法律、割賦販売法、景品表示法その他の関連法令の定めに違反しないこと

(2)消費者の判断に誤錯を与える恐れのある表示をしないこと

(3)公序良俗に反する表示をしないこと

(4)以下の事項について、広告時点において表示を行うこと

①加盟店の名称

②加盟店の所在地

③加盟店の電話番号(電子商取引においては電子メールアドレスを併記します。)

④責任者名および責任者への連絡方法

⑤商品の販売価格、送料、その他必要とされる料金

⑥商品の引渡し期間

⑦代金の支払時期および方法

⑧商品の返品・取消に関する説明

⑨電子商取引においては当該データを暗号化しても完全に秘密性が保持できないこと、およびデータの秘密性が保持できなかった場合でも当社には一切責任がない旨の警告文

⑩その他当社が必要と認めた事項

3.加盟店は、本規約に基づき取扱う商品等に関するすべての広告において、カードが使用できる旨明示するものとします。

## 第7条(ロゴマーク等の提示)

加盟店は、通信販売に関する広告紙面上(WEB上の広告を含みます。)に、当社のロゴマーク等および通信販売の方法によって信用販売が可能である旨を表示する場合は事前に当社の承認を得るものとします。なお、加盟店は本契約が終了した場合

合、直ちに加盟店の負担において広告媒体から通信販売に関する全ての記述・表記等を削除すると共に売上集計表、売上票等当社から交付されていた関係書類並びに印刷物をすみやかに当社へ返却するものとします。

## 第8条(取扱商品)

1.加盟店は、通信販売における取扱商品等の概要について、原則として事前に当社に届け出るものとします。

2.加盟店は、以下の商品等の取扱いおよび取引はできないものとします。

(1)公序良俗に反するもの

(2)銃刀法・麻薬取締法・ワシントン条約その他の関連法令の定めに違反するもの

(3)特定商取引に関する法律その他の法令に違反する取引

(4)民法・消費者契約法の規定に基づき取消しが可能である取引

(5)当社が会員の利益の保護に欠けると判断する取引

(6)会員が遵守すべき規約等に違反して行おうとする取引

(7)会員またはその関係者が商品等を換金すること、またはその目的があることを知りながら行う取引

(8)第三者の権利(著作権・肖像権・商標権その他の知的所有権を含みます。)等を侵害するもの

(9)その他当社が不適当と判断したもの

3.加盟店は、旅行商品・酒類等の販売にあたり許認可を得るべき商品等を取扱う場合は、あらかじめ当社にこれを証明する関連証書類を提出し、当社の承認を事前に得るものとします。また、加盟店が前記の許認可を喪失した場合は、直ちにその旨を当社に通知し、当該商品等の通信販売を行わないものとします。

4.加盟店は、信用販売として現金(外国通貨を含みます。)・仮想通貨・商品券・プリペイドカード・印紙・切手・回数券その他の有価証券の売買等(電子マネーまたはプリペイドカードのチャージ等を含みます。)を行ってはならないものとします。ただし、当社が個別に承諾した場合はこの限りではないものとします。

5.加盟店は、イン터ネットを介したソフトウェアのダウンロード等、配送を伴わない電子商取引の取扱いについて、あらかじめ当社の承認した運用方法により行うものとします。

6.加盟店は、サービス・役務の提供でその代金を前払いする方式の商品を本契約において取扱うことはできないものとします。ただし、当社が個別に認めた場合はこの限りではありません。その場合、会員がサービス・役務提供の契約期間中に中途解約の請求を申し出たとき、および未経過料金の返金を申し出たときについては、加盟店がその全責任をもって対応するものとし、当社に一切迷惑をかけないものとします。なお、会員に対する返金処理については、当社所定の方法によるものとします。

## 第9条(通信販売)

1.加盟店は、会員から通信販売を求められた場合、本規約に従い、正当且つ適法な商行為に則り、会員に対し通信販売を行うものとします。

2.信用販売の種類は、1回払い・分割払い・ボーナス一括払い・リボルビング払いの4種類とし、加盟店から取扱いの申込みを受け、当社が適当と認めた加盟店で取扱うものとします。

3.前項の規定にかかわらず、加盟店は、当社と会員との契約に基づき、一部の支払区分を取り扱えない場合があることをあらかじめ了承します。

## 第10条(申込受付方法)

1.加盟店は、会員からの電子商取引の申込みを受け付けた日から起算して原則として2週間に以内に、会員の指定する場所に商品等を送付するか、商品等の提供を行うものとします。また、商品等提供の遅延や品切れ等が生じた場合、加盟店はすみやかに当該申込会員に連絡を行い、会員に書面をもって引渡し時刻等を通知するものとします。

2.前項にかかわらず、通信販売を行ったときから2週間に超えて商品等の代金の前払いを受ける取引を行おうとする場合には、商品等の送付または提供の方法や時期等に関してあらかじめ当社に申し出し、当社の書面による承認を得るものとします。

3.加盟店は、前項に基づき、通信販売を行ったときから2週間に以内に商品等の送付または提供を行わない場合には、会員に書面(電磁的方法を含みます。)をもって商品等の送付または提供の時期等を通知するものとします。

4.加盟店は、立替払いの立替手続を行った後に会員が割賦販売法おもと特定商取引に関する法律に定める信用販売の申込みの撤回または信用販売の解除(以下「クーリングオフ」といいます。)を行った場合には、直ちに当社に対し当該信用販売の取消および返品の手続を行ふものとします。

9.前項の場合、当社は、加盟店による変更、改善等の措置がとられるまでの間、信用販売を禁止またはこれとともに信用販売に係る商品等代金の立替払いを留保することができるものとします。なお、留保金には利息を付さないものとします。

#### 第16条(カードの不正利用等)

1.加盟店は、申込者が会員本人以外であると疑われる場合、カード使用状況が明らかに不審と思われる場合は通信販売を行わないものとし、直ちにその事實を当社に連絡するものとします。  
2.紛失・盗難されたカード、偽造・変造されたカード、または第三者によるカード番号等の悪用等に起因する売上が発生し当社がカードの使用状況等の調査への協力を求めた場合には、加盟店はこれに協力するものとします。  
3.加盟店は、本条第1項に違反して信用販売を行った場合、一切の責任を負うものとし、当該信用販売に係る立替払金の取扱いについては、第21条(支払方法)第2項または第3項の規定に従うものとします。  
4.加盟店は、その行った信用販売につき、不正利用がなされた場合には、必要に応じて遅滞なく、その是正および再発防止のために必要な調査を実施し、当該調査の結果に基づき、是正および再発防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実施しなければならないものとします。

5.加盟店は、前項の場合には、直ちにその旨を当社に対して報告すると共に、遅滞なく、前項の調査の結果並びに是正および再発防止のための計画の内容並びにその策定および実施のスケジュールを報告しなければならないものとします。

#### 第17条(不正利用被害の負担)

1.加盟店が行った信用販売について、不正利用がなされたものと/orには、当社は、加盟店に対し、当該不正利用に係る立替払金の支払を拒みまたは支払済みの当該金員の返還を請求することができます。ただし、加盟店が第12条(事前承認および不正防止の義務)第3項から第5項までの定めに違反していない場合はこの限りではないものとします。  
2.前項の規定は、当社の加盟店に対する損害賠償請求またはその範囲を制限するものと解してはならないものとします。

#### 第18条(信用販売の責任)

1.加盟店は、本規約に定める手続によらず信用販売を行った場合、加盟店が一切の責任を負い、当該信用販売に係る立替払金の取扱いについては、第21条(支払方法)第2項または第3項の規定に従うものとします。  
2.加盟店は、本規約に基づき加盟店から提供された商品等について瑕疵・破損・汚損・故障・その他の種類または品質に関して契約内容に適合しない場合、数量不足・返品・中途解約の申出等、会員からの苦情があつた場合または権利者の商標権・意匠権等の侵害による苦情があつた場合、全責任を持ってすみやかに解決し、当社に一切の迷惑をかけないものとします。また、当社が必要と認める場合、当社は加盟店に対し適宜指示が出来るものとし、加盟店はその指示に従うものとします。

#### 第19条(立替払い)

1.当社は、加盟店が会員に対する信用販売により取得した売上債権につき、次項に基づき立替払契約が成立したものについて、本規約に基づき、会員に代わって立替払いするものとします。  
2.当社と加盟店間の立替払契約は、加盟店が信用販売により会員に対して取得した売上債権について、加盟店の締日までに、第11条(通信販売の方法)第3項から第5項に定める売上データを当社に提供し、この売上データが当社に到達したときに成立して、その効力が発生し、同時に、会員に対する当社の求償権が発生するものとします。  
3.加盟店は、前項の当社宛売上データ提供期限以降にデータが提供された場合の不利益は、加盟店が一切の責任を負い、当該信用販売に係る立替払金の取扱いについては、第21条(支払方法)第2項または第3項の規定に従うものとします。  
4.加盟店は、信用販売を行った日から2ヶ月以上経過した売上債権について立替払いを拒否しても異議を申立てないものとします。  
5.加盟店は、本規約に基づき会員に対して取得した売上データの額面金額の売上債権を第三者に譲渡、質入れできないものとします。

#### 第20条(申込取消)

1.加盟店は、会員に販売するすべての商品等について、商品等の到着から2週間以内の期間においては商品等の返品または交換を受け付けるものとし、その旨を販売時点において明記するものとします。ただし、商品等の特性を鑑みて返品または交換を受け付けない場合はあらかじめ当社の承認を得るものとし、当社の承認を得た場合は、販売時点において返品または交換を受け付けない旨を明記するものとします。  
2.加盟店は、会員から商品等の返品があった場合には、当該商品が返却到着した日を基準日(カード売上日)として申込取消を受け付け、当社所定の方法にて当該立替払契約の取消を行い、売上データを当社に送付することとし、当社は前条に準じてこれを処理するものとします。  
3.加盟店は、前項により立替払契約を取消した売上債権の立替払金を既に受領している場合には、直ちにこれを返還するものとします。また、この場合、当社は次回以降の加盟店に対する支払金から当該代金を差し引けるものとします。

#### 第21条(支払方法)

1.当社が立替払いをすべき売上債権の締切日および加盟店への支払方法は次のとおりとします。  
(1)1回払い販売ならびにリボルビング販売および分割払い販売で加盟店が月2回精算を指定する場合、毎月15日と月末に締切り、15日締切分は当月末日に、月末締切分は翌月15日にそれぞれ支払うものとします。また、加盟店が月1回精算を指定する場合、毎月月末に締切り、翌月15日または25日に支払うものとします。  
(2)ボーナス一括払い販売は、売上データの最終到着日を夏期は6月末日に、冬期は11月末日とし、夏期締切りは7月末日に、冬期締切りは12月末日に支払うものとします。  
(3)前二号の支払いは、各支払における合計額から第22条(手数料の支払い)に定める手数料を差引いた金額を加盟店指定の預金口座へ振込むものとします。なお、支払日の当日が金融機関の休業日の場合には、前営業日とします。  
2.当社は、加盟店が本規約に違反した売上データを当社に提供した場合、当該代金の支払いを拒絶できるものとします。  
3.加盟店は、加盟店から提出された売上データの正当性に疑義があると当社が認めた場合、当社の調査に協力し、当社は、調査が完了するまで当該代金の支払を留保できるものとします。

#### 第22条(手数料の支払い)

加盟店は、その信用販売額に対して当社所定の料率により計算した手数料を当社に支払うものとします。

#### 第23条(商品の所有権の移転)

1.加盟店が会員に信用販売を行った商品の所有権は、当社が第21条(支払方法)の規定に基づき当該代金を加盟店に支払ったときに加盟店から当社に移転するものとします。  
2.第27条(立替払契約の取消または解除等)の定めにより、立替払契約が取消しまたは解除された場合の当該売上債権に關わる商品の所有権は、当該立替払金が支払済の場合には加盟店が立替払金を当社に返還したときに、加盟店に戻るものとします。  
3.加盟店は、本条第1項に違反して信用販売を行った場合、一切の責任を負うものとし、当該信用販売に係る立替払金の取扱いについては、第21条(支払方法)第2項または第3項の規定に従うものとします。  
4.加盟店は、その行った信用販売につき、不正利用がなされた場合には、必要に応じて遅滞なく、その是正および再発防止のために必要な調査を実施し、当該調査の結果に基づき、是正および再発防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実施しなければならないものとします。

5.加盟店は、前項の場合には、直ちにその旨を当社に対して報告すると共に、遅滞なく、前項の調査の結果並びに是正および再発防止のための計画の内容並びにその策定および実施のスケジュールを報告しなければならないものとします。

#### 第17条(不正利用被害の負担)

1.加盟店が行なった信用販売について、不正利用がなされたものと/orには、当社は、加盟店に対し、当該不正利用に係る立替払金の支払を拒みまたは支払済みの当該金員の返還を請求することができます。ただし、加盟店が第12条(事前承認および不正防止の義務)第3項から第5項までの定めに違反していない場合はこの限りではないものとします。

2.前項の規定は、当社の加盟店に対する損害賠償請求またはその範囲を制限するものと解してはならないものとします。

#### 第18条(信用販売の責任)

1.加盟店は、本規約に定める手続によらず信用販売を行った場合、加盟店が一切の責任を負い、当該信用販売に係る立替払金の取扱いについては、第21条(支払方法)第2項または第3項の規定に従うものとします。

2.加盟店は、本規約に基づき加盟店から提供された商品等について瑕疵・破損・汚損・故障・その他の種類または品質に関して契約内容に適合しない場合、数量不足・返品・中途解約の申出等、会員からの苦情があつた場合または権利者の商標権・意匠権等の侵害による苦情があつた場合、全責任を持ってすみやかに解決し、当社に一切の迷惑をかけないものとします。また、当社が必要と認める場合、当社は加盟店に対し適宜指示が出来るものとし、加盟店はその指示に従うものとします。

#### 第19条(立替払い)

1.当社は、加盟店が会員に対する信用販売により取得した売上債権につき、次項に基づき立替払契約が成立したものについて、本規約に基づき、会員に代わって立替払いするものとします。

2.当社と加盟店間の立替払契約は、加盟店が信用販売により会員に対して取得した売上債権について、加盟店の締日までに、第11条(通信販売の方法)第3項から第5項に定める売上データを当社に提供し、この売上データが当社に到達したときに成立して、その効力が発生し、同時に、会員に対する当社の求償権が発生するものとします。

3.加盟店は、前項の当社宛売上データ提供期限以降にデータが提供された場合の不利益は、加盟店が一切の責任を負い、当該信用販売に係る立替払金の取扱いについては、第21条(支払方法)第2項または第3項の規定に従うものとします。

4.加盟店は、信用販売を行った日から2ヶ月以上経過した売上債権について立替払いを拒否しても異議を申立てないものとします。

5.加盟店は、本規約に基づき会員に対して取得した売上データの額面金額の売上債権を第三者に譲渡、質入れできないものとします。

#### 第20条(申込取消)

1.加盟店は、会員に販売するすべての商品等について、商品等の到着から2週間以内の期間においては商品等の返品または交換を受け付けるものとし、その旨を販売時点において明記するものとします。ただし、商品等の特性を鑑みて返品または交換を受け付けない場合はあらかじめ当社の承認を得るものとし、当社の承認を得た場合は、販売時点において返品または交換を受け付けない旨を明記するものとします。

2.加盟店は、会員から商品等の返品があった場合には、当該商品が返却到着した日を基準日(カード売上日)として申込取消を受け付け、当社所定の方法にて当該立替払契約の取消を行い、売上データを当社に送付することとし、当社は前条に準じてこれを処理するものとします。

3.加盟店は、前項により立替払契約を取消した売上債権の立替払金を既に受領している場合には、直ちにこれを返還するものとします。また、この場合、当社は次回以降の加盟店に対する支払金から当該代金を差し引けるものとします。

#### 第21条(支払方法)

1.当社が立替払いをすべき売上債権の締切日および加盟店への支払方法は次のとおりとします。  
(1)1回払い販売ならびにリボルビング販売および分割払い販売で加盟店が月2回精算を指定する場合、毎月15日と月末に締切り、15日締切分は当月末日に、月末締切分は翌月15日にそれぞれ支払うものとします。また、加盟店が月1回精算を指定する場合、毎月月末に締切り、翌月15日または25日に支払うものとします。

(2)ボーナス一括払い販売は、売上データの最終到着日を夏期は6月末日に、冬期は11月末日とし、夏期締切りは7月末日に、冬期締切りは12月末日に支払うものとします。

(3)前二号の支払いは、各支払における合計額から第22条(手数料の支払い)に定める手数料を差引いた金額を加盟店指定の預金口座へ振込むものとします。なお、支払日の当日が金融機関の休業日の場合には、前営業日とします。

2.当社は、加盟店が本規約に違反した売上データを当社に提供した場合、当該代金の支払いを拒絶できるものとします。

3.加盟店は、加盟店から提出された売上データの正当性に疑義があると当社が認めた場合、当社の調査に協力し、当社は、調査が完了するまで当該代金の支払を留保できるものとします。

#### 第26条(会員との紛糾)

1.加盟店は、会員のカード利用により提供した物品またはサービスに関し会員との間で紛議が生じた場合、遅滞なく紛議を解決するものとします。

2.加盟店は、前項の紛議を会員への当該カード利用代金の返還等により解決することは行わないものとします。

3.当社は、第1項の紛議を理由に会員が当該カード利用代金の支払いを拒否した場合、または会員の当社に対する支払いが滞った場合、紛議が解決するまで加盟店に対する当該代金の支払いを留保できるものとします。

4.加盟店は、当社が紛失・盗難・不良会員・第三者利用等の理由によりカードの回収を依頼した場合、カード回収に協力するものとします。

5.加盟店は、カードの不正利用等のカード犯罪が発生した場合、または犯人の処罰およびその訴訟について当社から協力要請があった場合、当社および司法当局の調査活動に協力するものとします。なお、加盟店は告訴権についても当社に一任するものとします。

#### 第27条(立替払契約の取消または解除)

1.以下のいずれかに該当する場合、当社は、立替払契約を締結せず、または取消しもしくは解除できるものとします。また、この場合、加盟店は遅滞なく立替払金を当社に返還するものとします。

(1)当社に提供した債権にかかる売上データが正当なものでない場合、その他売上データの記載内容が不実不備である場合

(2)本規約に定める手続によらず信用販売を行った場合

(3)第16条(カードの不正利用等)に違反して信用販売を行った場合

(4)第19条(立替払い)第2項に違反した場合

(5)第21条(支払方法)第3項の調査に対して協力がない場合

(6)第26条(会員との紛糾)第1項の会員との紛糾が解決されない場合

(7)会員がクーリング・オフを行ったにもかかわらず信用販売の取消を行わない場合

(8)会員が、第15条(信用販売の円滑な実施)第2項に定める信用販売の解除を行った場合

(9)その他本規約の定めに違反して信用販売が行われたことが判明した場合

2.加盟店は、第26条(会員との紛糾)第1項の会員との紛糾が解決されない場合、当社の申出により、遅滞なく立替払金を返還するものとします。

3.加盟店は、前項の場合、当該立替払金を支払い済の場合、加盟店は当社に対し当該立替払金を直ちに返還するものとします。また、当社は加盟店に対して次回以降に支払う立替払金から当該立替払金を差し引けるものとします。

4.当社は、前項の手順にもかかわらず当社が返還を請求した日から2ヶ月以上を経過した残金がある場合、当社の請求により残金を一括して支払うものとします。なお返還を請求した日とは、当社が口頭、文書または電磁的方法により加盟店に通知した日とします。

#### 第28条(禁止行為)

加盟店は、次の各号に定める行為またはこれに類似する行為を行ってはならないものとします。また、加盟店の従業員あるいは役員が次の各号に定める行為またはこれに類似する行為を行った場合には、加盟店が自らこれを行ったものであるとみなされるものとします。

(1)加盟店が加盟店として届け出た名義を第三者に使用させ、または第三者が使用することを容認し、あたかも加盟店が当該顧客と直接取引をしたかのように装うこと

(2)顧客との間に真実取引がないのに、それがあるかのように会員等と通謀あるいは会員等に依頼して取引があるかのように装うこと

(3)顧客との取引あるいは取引の勧誘にあたり、違法または不適切な行為を行うこと

(4)当社の信用販売にかかる商品の留保した所有権を侵害すること

(5)第三者の売掛金の決済・回収のために本規約に基づく決済を利用すること

(6)公序良俗に違反することその他の監督官庁から改善指導・行政処分等を受けるまでは受けけるおそれのある行為をすること

(7)合理的な理由なく、加盟店(代表者およびその関係者を含みます。)が保有するカードを使用し、本規約に基づく信用販売を行うこと

(8)暗証番号、セキュリティコード、その他当社が保管・保持を禁止する情報を保管・保持すること

(9)信用販売を利用した会員等に対して、物品の販売価格、サービス料金について手数料を上乗せする等現金客と異なる代金の請求をすること、正当な理由なくして信用販売を拒絶し直接現金を要求すること、正当な理由なくして商品等の代金を制限すること等の本サービスの円滑な使用を妨げること

(10)その他本規約に違反すること

(5)第三者的売掛金の決済・回収のために本規約に基づく決済を利用すること

(6)公序良俗に違反することその他の監督官庁から改善指導・行政処分等を受けるまでは受けけるおそれのある行為をすること

(7)合理的な理由なく、加盟店(代表者およびその関係者を含みます。)が保有するカードを使用し、本規約に基づく信用販売を行うこと

</

いよう必要な措置を講ずるものとし、各々、当該情報の滅失・毀損・漏洩等に關し責任を負うものとします。

5.加盟店は、カードに関する情報等をその責任において万全に保管するものとし、本契約が終了した場合、当社の指示があるときは、その指示内容に従い返却または廃棄するものとします。

6.以下の各号のいずれかの事由があるときには、当社は、自らまたは当社が適當と認めて選定した者により、加盟店に対して当該事由に対応して必要な範囲で調査を行うことができ、加盟店はこれに応じるものとします。

(1)加盟店または受託者においてカード番号等が漏えい、滅失もしくは毀損またはそのおそれがあるとき

(2)加盟店が行った信用販売について不正利用が行われまたはそのおそれがあるとき

(3)加盟店が第3条(加盟店)第4項、第4条(届出事項の変更)第1項から第3項まで、第5条(委託)第2項、第12条(事前承認および不正防止の義務)第1項および第3項から第5項まで、第16条(カードの不正利用等)、第30条(カード番号等の適切な管理)、第31条(事故時の対応)または第32条(是正改善計画の策定と実施)のいずれかに違反しているおそれがあるとき

(4)前各号に掲げる場合のほか、加盟店の信用販売に関する苦情の発生の状況その他の事情に照らし、当社が割賦販売法に基づき加盟店に対する調査を実施する必要があると認めたとき

7.前項の調査は、その必要に応じて以下の各号の方法によって行うことができるものとします。

(1)必要な事項の文書または口頭による報告を受ける方法

(2)カード番号等の適切な管理または不正利用の防止のための措置に関する書類の提出または提示を受ける方法

(3)加盟店もしくは受託者またはその役員もしくは従業員に対して質問し説明を受ける方法

(4)加盟店または受託者においてカード番号等の取扱いに係る業務を行う施設または設備に立ち入り、カード番号等の取扱いに係る業務について調査する方法

8.前項第4号の調査には、電子計算機、ネットワーク機器その他カード番号等をデジタルデータとして取り扱う機器を対象とした記録の復元、収集、または解析等を内容とする調査(デジタルフォレンジック調査)が含まれるものとします。

9.当社は第6項第1号または第2号の調査を実施するために必要となる費用であつて、当該調査を行ったことによって新たに発生したものを加盟店に対して請求することができます。ただし、第6項第1号に基づく調査については、加盟店が第31条(事故時の対応)第1項第1号および同項第2号に定める調査並びに同条第3項第1号および第2号に定める報告に係る義務を遵守している場合、第6項第4号に基づく調査については、加盟店が第16条(カードの不正利用等)第4項に定める調査および第5項に定める報告に係る義務を遵守している場合にはこの限りではありません。

10.本条の規定は本契約終了後も効力を有するものとします。

### 第35条(個人情報保護体制の整備と漏洩時の対応)

1.加盟店は、個人情報保護関連法令を遵守し、個人情報の適正な管理について必要な措置を講じ、加盟店の従業員に対して教育を実施する等個人情報の漏洩事故の発生防止に努めるものとします。

2.加盟店は、売上データや加盟店端末機等およびそれらに記載または記録されている個人情報(カードに関する情報等)を本規約に定める業務目的以外の目的に利用しないものとします。また、加盟店は、売上データの加盟店控えを自己の責任において厳重に保管管理するとともに、加盟店端末機等にカード情報を抜き取るための装置等を設置しないよう自己の責任において管理するものとします。

3.加盟店は、個人情報(カードに関する情報等)を会員に公表または通知した以外の目的に使用し、または、会員の同意なく第三者に提供・開示・漏洩もしくは紛失したときには、直ちに当社に報告し、当社の指示に従うものとします。

4.当社は、加盟店における個人情報(カードに関する情報)の安全管理のための必要かつ適切な措置を講じられているかを確認するため、事前に通知した上、加盟店の施設内に立ち入り必要な調査を行うことができるものとし、加盟店は、これに協力するものとします。

### 第36条(解約)

1.加盟店または当社は書面により3ヶ月前までに相手方に対し予告することにより本契約を解約できるものとします。

2.前項の規定にかかわらず、当社は、直前1年間に信用販売の取扱いを行っていない加盟店については、予告なく本契約を解約できるものとします。

3.以下の各号のいずれかの事態が発生した場合、当社は本契約を直ちに解除できるものとします。その場合、加盟店は当社に生じた損害を賠償するものとします。

(1)加盟店申込書等による届出(変更の届出を含みます。)に記載事項を偽って記載したことが判明した場合

(2)第3条(加盟店)第7項に違反し、加盟店の地位を第三者に譲渡する行為を行った場合

(3)本規約に定める手続によらずに信用販売を行った場合

(4)第21条(支払方法)第3項に定める当社の調査に対し協力を行わない場合

(5)第27条(立替払契約の取消しまたは解除等)の規定に違反して立替払金の返還に応じなかった場合

(6)第4条(届出事項の変更)第1項から第3項まで、第32条(是正改善計画の策定と実施)または第34条(カードに関する情報等の守秘義務)第6項から第9項までのいずれかに違反し、相当期間を定めた催告によってもなおその義務を履行しない場合

(7)割賦販売法、特定商取引に関する法律、消費者契約法、犯罪による収益移転防止に関する法律、個人情報の保護に関する法律等の関連法令に違反していることが判明した場合

(8)加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

(9)加盟店の営業または業態が公序良俗に反すると当社が判断した場合

(10)監督官庁から営業の取消または停止処分を受けた場合

(11)自ら振出しもしくは引受けた手形または小切手につき不渡処分を受ける等支払停止状態に至った場合

(12)差押、仮差押、仮処分の申立て、租税滞納処分を受けたとき、破産、会社更生、民事再生、特別清算の申し立てを受けたとき、またはこれらの申し立てを自らしたとき、合併によらず解散したとき

(13)その他財産状態が悪化した場合はそのおそれがあると認められる相当の事由がある場合

(14)加盟店が自らまたは第三者を利用して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いたとき、もしくは風説を流布し、偽計を用いたりは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害したとき、その他これらに類するやむを得ない事由があつた場合

(15)加盟店届出の店舗所在地(電子商取引においてURL)に店舗が実在しない場合

(16)その他本契約に違反した場合もしくは会員からの苦情等により当社が加盟店として不適当と認めた場合

2.前項のいずれかの事態が発生した場合、前項に基づき本契約を取消すか否かにかかわらず、当社は、何らの通知を要することなく、当該事態発生前に生じていたかまたは当該事態発生後に生じたかにかかわらず、立替払金の全部または一部の支払を留保することができるものとします。この場合、当社は、遅延損害金の支払義務を負わないものとします。

3.加盟店は、本条第1項により本契約が解約または解除された場合、直ちに加盟店の負担において加盟店標識をとりはずすものとし、未使用的売上票等も含め一切の用度品を直ちに当社へ返却するものとします。

4.前各号に掲げる場合のほか、加盟店の信用販売に関する苦情の発生の状況その他の事情に照らし、当社が割賦販売法に基づき加盟店に対する調査を実施する必要があると認めたとき

5.前項の調査は、その必要に応じて以下の各号の方法によって行うことができるものとします。

(1)必要な事項の文書または口頭による報告を受ける方法

(2)カード番号等の適切な管理または不正利用の防止のための措置に関する書類の提出または提示を受ける方法

(3)加盟店もしくは受託者またはその役員もしくは従業員に対して質問し説明を受ける方法

(4)加盟店または受託者においてカード番号等の取扱いに係る業務を行う施設または設備に立ち入り、カード番号等の取扱いに係る業務について調査する方法

6.前項第4号の調査には、電子計算機、ネットワーク機器その他カード番号等をデジタルデータとして取り扱う機器を対象とした記録の復元、収集、または解析等を内容とする調査(デジタルフォレンジック調査)が含まれるものとします。

7.当社は第6項第1号または第2号の調査を実施するために必要となる費用であつて、当該調査を行ったことによって新たに発生したものを加盟店に対して請求することができます。ただし、第6項第1号に基づく調査については、加盟店が第31条(事故時の対応)第1項第1号および同項第2号に定める調査並びに同条第3項第1号および第2号に定める報告に係る義務を遵守している場合、第6項第4号に基づく調査については、加盟店が第16条(カードの不正利用等)第4項に定める調査および第5項に定める報告に係る義務を遵守している場合にはこの限りではありません。

8.本条の規定は本契約終了後も効力を有するものとします。

### 第35条(個人情報保護体制の整備と漏洩時の対応)

9.加盟店は、個人情報保護関連法令を遵守し、個人情報の適正な管理について必要な措置を講じ、加盟店の従業員に対して教育を実施する等個人情報の漏洩事故の発生防止に努めるものとします。

10.加盟店は、売上データや加盟店端末機等およびそれらに記載または記録されている個人情報(カードに関する情報等)を本規約に定める業務目的以外の目的に利用しないものとします。また、加盟店は、売上データの加盟店控えを自己の責任において厳重に保管管理するとともに、加盟店端末機等にカード情報を抜き取るための装置等を設置しないよう自己の責任において管理するものとします。

11.加盟店は、個人情報(カードに関する情報等)を会員に公表または通知した以外の目的に使用し、または、会員の同意なく第三者に提供・開示・漏洩もしくは紛失したときには、直ちに当社に報告し、当社の指示に従うものとします。

12.当社は、加盟店における個人情報(カードに関する情報)の安全管理のための必要かつ適切な措置を講じられているかを確認するため、事前に通知した上、加盟店の施設内に立ち入り必要な調査を行うことができるものとし、加盟店は、これに協力するものとします。

13.加盟店は他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

14.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

15.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

16.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

17.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

18.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

19.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

20.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

21.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

22.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

23.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

24.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

25.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

26.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

27.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

28.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

29.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

30.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

31.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

32.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

33.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

34.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

35.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

36.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

37.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

38.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

39.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

40.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

41.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

42.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

43.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

44.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

45.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

46.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

47.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

48.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

49.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

50.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

51.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

52.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

53.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

54.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

55.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

56.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

57.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

58.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

59.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

60.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

61.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

62.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

63.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

64.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

65.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

66.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

67.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

68.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

69.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

70.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

71.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

72.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

73.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

74.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

75.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

76.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

77.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

78.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

79.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

80.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

81.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

82.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

83.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

84.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

85.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

86.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

87.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

88.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

89.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

90.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

91.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

92.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

93.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

94.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

95.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

96.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

97.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

98.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

99.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

100.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

101.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

102.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

103.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

104.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

105.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

106.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

107.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

108.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

109.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

110.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

111.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

112.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

113.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

114.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

115.加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合

116.加盟店が他のクレジットカード会社との取